

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第17号

#### 秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例（平成25年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第54条第1項各号」を「第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては18,000円、計画が同項各号」に、「、5,000円」を「5,000円」に改め、同条第2号中「の住戸の部分又は」を「又は」に、「部分と」を「部分（以下「住宅部分」という。）と」に、「住戸の部分に係る計画」を「住宅部分に係る計画（次号に掲げるものを除く。）」に、「住戸の総数の」を「床面積の」に改め、同号の表を次のように改める。

床 面 積	金 額
300平方メートル未満の場合	71,000円（適合証を提出する場合にあつては、9,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	120,000円（適合証を提出する場合にあつては、20,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	204,000円（適合証を提出する場合にあつては、46,000円）
5,000平方メートル以上の場合	293,000円（適合証を提出する場合にあつては、83,000円）

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画（当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われるものに限る。） 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	34,000円（適合証を提出する場合にはあつては、9,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	59,000円（適合証を提出する場合にはあつては、20,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	107,000円（適合証を提出する場合にはあつては、46,000円）
5,000平方メートル以上の場合	162,000円（適合証を提出する場合にはあつては、83,000円）

第2条第4号の表以外の部分を次のように改める。

複合建築物に係る計画（第2号もしくは前号又は次号もしくは第6号に掲げるものを除く。） 計画に係る住宅部分の第2号の表又は前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額およびその非住宅部分の次の表又は第6号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額を合算した額

第2条第4号の表中「以内」を「未満」に、「を超え、」を「以上」に、「を超える」を「以上の」に改め、同条第5号中「人の居住」を「複合建築物の非住宅部分又は人の居住」に改め、「係る計画」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、「建築物全体の」および「又は次号の表」を削り、同条第6号中「非住宅部分又は建築物全体の」を削り、同号の表中「以内」を「未満」に、「を超え、」を「以上」に、「を超える」を「以上の」に改める。

第3条第1号中「17,000円（」の次に「変更後の計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては9,000円、」を加え、「、2,500円」を「2,500円」に改め、同条第2号中「前条第2号」の次に「および第3号」を加え、「住戸につき、その変更後の同号の表」を「同条第2号の表又は第3号の表」に、「住戸の総数」を「床面積」に、「同表」を「これらの表」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「（変更後の計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、アおよびウに掲げる額）」を削り、同号ア中「住戸の部分」を「住宅部分」に、「住戸につきその変更後の前条第2号の表」を「住宅部分の前条第2号の表又は第3号の表」に、「住戸の総数」を「床面積」に、「同表」を「これらの表」に改め、同号イを削り、同号ウ中「につきその変更後」を削り、「同表」を「これらの表」に改め、同号ウを同号イとし、同号を同条第3号とし、同条第5号中「変更後の建築物全体の前条第4号の表又は第6号の表」を「変更に係る同条第4号の表」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「変更後の非住宅部分又は建築物全体の前条第6号の表」を「変更に係る同号の表」に改め、同号を同条第5号とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。